

学則変更認可申請書

このたび、八洲学園高等学校の学則を変更したいので、学校教育法第4条の規定によって認可されるよう、同法施行規則第5条第2項の規定に基づく関係書類を添えて申請します。

1 変更事項

(1)別表4 クラス費・施設料について、説明文言を追加
という説明を追加

(2)別表4 クラス費・施設料について5年制クラスを追加

2 変更理由

(1)高等学校卒業(単位修得)に要しない付加学習の内容を明確にする為

(2)支援を要する生徒や、長期の不登校経験がある生徒が、3年間ではなく時間をかけて学習を進めたいと希望するケースが増え、学習スケジュールを5年間かけられるクラスを設置した為

3 変更年月日 令和6年4月1日

4 新旧の比較対照表

新旧の比較対照表	
変更前	変更後
別表4 (6)クラス費・施設料	別表4 ※追記 (6)クラス費・施設料 卒業に必要な単位修得にかかる学習以外の付加学習を受講する為の費用 1年次～3年次 各期240,000円 4年次～5年次 各期140,000円 施設料 各年度20,000円 5年制クラス

5 新旧学則

別紙の通り

6 理事会・評議員会議事録

別紙の通り

以上